

山形県立山形北高等学校部活動運営方針

1 基本方針

- 仲間と協働してスポーツや文化活動を楽しみながらバランスのとれた学校生活を送り、健康の維持増進に資する生涯スポーツや、文化的生活の豊かさについて理解を深め、共に育ち合う機会として各部活動を設定する。
- 保護者や地域と連携を図り、学校全体として指導・支援する体制を構築し、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら生徒の安全に配慮して、生徒の自主的、自発的な参加により効率的かつ効果的に運営する。

2 部活動の目的

集団活動を通して互いの良さを理解し合い、主体的な活動を通して自己有用感を高め、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の課題解決を図り、次のような資質と能力の育成を目指す。

- 自ら考え、判断し、行動する主体性
- 物事に粘り強く取り組み、役割を全うする責任感
- 学業等と両立したり各種規則を遵守したりする自己管理能力
- 他者を思いやり、感動を共有できる協調性
- 目的達成に向けた課題発見力及び計画立案遂行力
- 部員同士や顧問、コーチ外部機関等との折衝力及び調整力
- 積極的に組織や社会に貢献しようとする社会参画意欲

3 本方針推進のための組織

(1) 部活動運営委員会

- 教頭、生活課長、教務課長、保健主事、運動部代表顧問2名、文化部代表顧問2名で構成する部会を設置し、各部活動の実態と本方針の推進状況について検証し、改善を図る

(2) 「外部指導者協議会」

- 生活課員及び全外部指導者による協議会を設置して本運営方針を共有し、活動計画の点検といじめ・体罰の撲滅を図る。

4 顧問の役割

下記の役割を担う顧問を各部に置き、効率的で安全な部活動を支援する。

- 競技力、技能向上に向けた指導及び外部コーチや外部機関等との調整
- 自己肯定感を高め、互いの存在を認め合う集団づくり等によるいじめの防止
- 健康観察及び活動場所安全点検等による活動中の事故や怪我の予防
- 活動計画管理や登下校指導等による登下校時の安全確保推進
- 生徒会会計に係る各種手続きや公金の管理
- 活動計画書提出などの校内手続きや部活動に関わる各種対応

5 休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- 毎週2日以上（平日：1日以上、週休日：1日以上）の休養日を設定する。ただし、大会参加等に向けて月内の休養日を隣月に振り替えることができる。
- 長期休業中は、多様な活動への参加に配慮して3日程度の休養期間を設ける。
- 年間120日以上（強化指定部は100日以上）の休養日を設けること。

(2) 活動時間

- 登校日は2時間程度、週休日等は3時間程度の活動とする。
- 登校日は4月から10月は18時30分、11月から3月は18時までに活動を終了すること。ただし、大会参加1週間前に限り活動を30分間延長することができる。
- 週休日等に練習試合や各種遠征を行う際は、活動時間を振り替えて活動時間を延長することができる。その際、年間活動時間が750時間（強化指定部は850時間）を超えないこと。

(3) その他（学業や健康への配慮）

- 定期考査1週間前から部活動を休止する。
- 3名以上または所属部員の2割以上がインフルエンザ等の感染症に罹患した場合は活動を自粛して感染拡大防止に努める。
- WBGT 31℃以上の際は活動を自粛して熱中症予防に努める。

6 強化指定部について

- 県強化指定を受けているなど校内強化指定の必要がある、または校内強化指定を希望する部は4月15日まで生活課長に意向を届け出、「部活動運営委員会」で協議の上、校長が指定する。
- 強化指定部は、休養日の縮減と活動時間の加増が認められるとともに、生徒会及び後援会予算等による支援を受けることができる。

7 大会参加、県外遠征等について

- 大会参加、県外遠征、合宿等については、生徒及び保護者等に過度の負担を与えないように計画し、「大会参加等許可願」を2週間前まで生活課長に提出する。
- 県外で宿泊を要する活動に参加する場合、以下の届出を1か月前まで県教育委員会に提出する。
運動部：「県外に宿泊を要する体育・スポーツ活動の届出(スポーツ保健課)」
文化部：「県外に宿泊を要する芸術・文化活動に関わる届出(高校教育課)」
- 個人競技等、大会出場生徒が一人の場合、女性教員の引率を原則とする。
- 生徒一人の大会参加の場合にやむを得ず男性教員が引率する場合、個人競技で練習相手が必要と認めた場合は同じ部活動の生徒1名を同行させることとする。この場合、同行する生徒に係る旅費は大会出場生徒と同程度支給することとする。

